

令和 8 年 6 月 1 日

保護者の皆様

四国中央市立上分小学校長 友安 敏博

非常変災時における応急対策（改訂版）

記

- 1 原則として、午前 6 時のテレビ、ラジオ、インターネット等の気象情報により判断する。
- 2 午前 6 時の天気予報、またはそれ以後であっても登園・登校時までに、「大雨・土砂災害」のどちらか一つでも「レベル 3 警報」以上が出た場合及び「暴風・暴風雪・大雪」のどれか一つでも警報が出た場合は、各園・各校ともに「自宅待機」とする。（自宅待機となった時点で、当日の給食及び午前中の授業はなし）
※ 台風接近・低気圧の影響等いずれにおいても、四国中央市に「警報」が発令されたときを基準とする。
- 3 午前 10 時 30 分までに「レベル 3 警報」（暴風・暴風雪・大雪の場合は「警報」）が解除されたときは、原則として自宅で昼食をとって、午後 1 時までに登校する。下校時刻については、各校で予め家庭や放課後児童クラブに周知しておく。
- 4 午前 10 時 30 分の時点で「レベル 3 警報」（暴風・暴風雪・大雪の場合は「警報」）が継続している場合は、「臨時休業」とする。
- 5 園児・児童・生徒が登校した後、台風接近や大雪による「レベル 3 警報」や「警報」が出た時、またはその「レベル 3 警報」や「警報」が予想される場合は、早急に集団で帰宅させる。必要に応じて教職員が引率したり、保護者に協力を要請したりする。
- 6 市としての「非常変災時における応急対策」を定めているが、これのみにとらわれず、各園・各校において、園児・児童・生徒又は地域の実情に応じた適切な措置をとる。
5、6 のいずれも中学校区内等の小中学校で情報交換を密に図ること。
- 7 「暴風・大雨・土砂災害・暴風雪・大雪」以外の警報や各種注意報等の場合は、原則として登園・登校する。ただし、保護者が危険と判断した場合は、保護者同伴で登校するか、安全が確認されるまで自宅待機し、その旨を関係の園・学校へ連絡する。この場合、遅刻・欠席扱いとはならない。
- 8 登校前までに、弾道ミサイル発射について J アラートの緊急情報伝達（第 1 報）があった場合は、園・学校からの連絡があるまで「自宅待機」とする。安全が確保され、登校が可能となったときには、園・学校から登校時間を連絡する。
- 9 登校前までに、四国中央市に「震度 5 弱以上」の地震が発生した場合は、園・学校からの連絡があるまで「自宅待機」とする。安全が確保され、登校が可能となったときには、園・学校から登校について連絡する。